

公 示 日:2026 年 7 月 8 日(水)

調達管理番号:26a00477

国 名: ウズベキスタン

担 当 部 署: 人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

調 達 件 名:ウズベキスタン国国立神経・脳卒中センター(NSC)におけるリハビリテーション強化プロジェクト詳細計画策定調査【有償勘定技術支援】
(評価分析)

適用される契約約款:

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 :評価分析
- (2) 格 付 :3 号
- (3) 業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 契約履行期間(予定) :2026 年 8 月下旬から 2026 年 10 月中旬
- (2) 業務人月: 1.07
- (3) 業務日数:準備業務 現地業務 整理業務
5 日 17 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数:1 部
- (3) 提 出 期 限:2026 年 7 月 22 日(水)(12 時まで)
- (4) 提 出 方 法:国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照くだ

さい。

(<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知:2026 年 7 月 31 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め:2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等:

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ウズベキスタン及び全途上国
語学の種類	英語（ウズベク語もしくはロシア語ができれば）

	ば望ましい)
--	--------

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

ウズベキスタンにおいては、近年疾病構造が大きく変化しており、死因に占める非感染性疾患(以下、NCDs)の割合は 2000 年の 75.8%から 2019 年には 87.4%へと増加している。特に虚血性心疾患や脳卒中等が主要死因となっている。こうした NCDs の罹患者数の増加に伴い、脳卒中や心筋梗塞等の後遺症により障害を持って生きる人も増加しており、外傷や小児脳性麻痺等も含めた障害者数は、2020 年から 2025 年にかけて約 32%増加している。

NCDs の診断・治療のための医療体制は整備されつつあるが、特に脳卒中をはじめとする脳神経疾患については、高度専門医療機関が国内に存在せず必要な医療機器の不足が課題となっている。また、リハビリテーションは、急性期医療に比べて優先度が低く位置づけられてきたことから、標準化された臨床プロトコル、多職種による包括的サービスの仕組みが十分に確立されておらず、急性期から回復期、生活期に至るまでのリハビリテーション提供体制が十分に整備されていない。世界保健機関(WHO)が 2023 年に実施したリハビリテーションサービスの評価によれば¹、ガバナンス、人材、財源、サービスアクセスといった多方面において課題が残されている。国際基準に基づく適切なリハビリテーションサービスが十分に提供されていないことから、患者の身体機能回復の機会が十分に確保されず、多くが障害認定に至っている。このため、障害の予防および機能回復・社会復帰の促進に向けて、急性期から生活期に至るまでの早期リハビリテーションを含む包括的かつ体系的なリハビリテーション提供体制の強化が喫緊の課題となっている。

かかる状況の下、ウズベキスタン政府はリハビリテーション分野における抜本的な制度改革を推進している。「ウズベキスタン 2030 戦略」(2023 年大統領令第 158 号)においては保健分野が重点分野の一つとして位置付けられ

¹ [A situation assessment of rehabilitation in Uzbekistan](#)

ており、リハビリテーション政策についても、従来の医療機関中心のモデルから、地域社会における生活機能回復や社会参加を重視した社会モデルへの転換方針が示されている。制度改革は、医療分野のリハビリテーションを所管する保健省と、社会的支援や生活期のリハビリテーションを担う新設の国家社会保護庁(NASP)が推進する体制となっている。具体的には、同国政府の強いイニシアティブの下、開発パートナーや民間セクターとも連携し、三次医療機関から地域・在宅レベルに至るまで、急性期、回復期、生活期を通じて切れ目なくリハビリテーションサービスを提供する新たな体制の構築を目指した、パイロット事業の実施等が計画されている。加えて、従来は医師・看護師を中心とした物理療法主体のサービス提供が主流であったが、国際基準に準拠したリハビリテーションの導入に向けて、理学療法士や作業療法士等の専門職の育成や、多職種連携に基づくサービス提供体制の整備に向けた取組も進められている²。

こうした課題や現状を踏まえ、ウズベキスタン政府より、リハビリテーションサービス提供モデルの形成と制度への反映に係る技術協力について、我が国に対して要請がなされた。

今回実施する詳細計画策定調査は、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトにかかる合意文書締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全行程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメント、並びに障害主流化を推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務(2026年8月下旬～2026年9月上旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② ウズベキスタン側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成す

² 関係者聞き取り結果

る。作成した質問票(案)は、現地派遣前にJICAに提出する。

- ③ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2)現地業務(2026年9月上旬～2026年9月下旬)

- ① JICAウズベキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ② ウズベキスタン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関(WHO、世界銀行、ADB、NGO等)の活動動向、連携の可能性
 - オ) 上記ア)～エ)全てにおけるジェンダー視点並びに障害主流化に立った情報収集と分析。加えて、支援対象国・地域(パイロット事業実施候補地等)の 社会や組織、当該分野におけるジェンダー及び障害に関連する情報(社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女や障害の有無で異なるニーズや課題等)の収集と分析。なお、同情報を収集する際は、「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き【保健医療】」³、並びに「JICA事業における障害主流化の推進ガイダンスノート」の共通ガイダンスノート及び保健医療分野ガイダンスノートを参照すること⁴。

³ [JICA事業における ジェンダー主流化のための手引き](#)

⁴ [事業について - JICA](#)

力)オ)の分析により把握したジェンダー及び障害主流化にかかる課題に対応する活動(案)、活動のためのインプット(案)、活動の進捗を測る指標(案)の提案。

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録(R/D:Record of Discussions)を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D(案)(英文)及び協議議事録(M/M:Minutes of Meetings)(案)(英文)の作成に協力する。特に、PDM(案)の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス⁵を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D(案)を含むM/M(案)の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAウズベキスタン事務所等に報告する。

(3)整理業務(2026年9月下旬～2026年10月中旬)

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2026年10月16日(金)までに提出。

⁵ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年9月7日～9月23日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 技術参与(JICAが別途依頼する外部有識者を予定)
- エ) 評価分析(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ウズベキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり

- イ) 宿舍手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上:英語もしくは日本語⇄ウズベク語もしくはロシア語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ:JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供:なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ保健第四チームから配付しますので、hmge2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報

相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上